

平成27年10月23日

部、室、課長

出先機関の長

議会、各種委員会及び委員の事務局長 あて

消防長

総 務 部 長

平成28年度予算の編成方針について(通知)

平成28年度は、「静かなる有事」と形容され、向こう50年間で人口が半減するという急激な人口減少社会に立ち向かうため、「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とし、全ての予算と組織のエネルギーを「地方創生」という大命題に振り向けていかななくてはならない。我々のふるさとの未来を子々孫々へ脈々と引き継いでいくために、現実を直視しながら、人々の暮らしを支える「しごと」の創出、急激に縮み分断されていく「まち」や「むら」の再生などに強い決意を持って臨まなくてはならない。

氷見市においては、未来社会への分岐点に直面していることを多くの市民と共有し、「産」「学」「官」「金」「労」「言」あげてベクトルを一つにし、時代の潮流を変えるスタートの年と位置づけ、以下のような現状認識のもとで施策を総合的・戦略的に推進する。

1 「しごとづくり」について

ここまでの地方創生の議論を鑑みると、氷見市の最大の課題は、市内における「働く場」が質量ともに充たされておらず、県内9市との比較では、若者が働く場を他市町村に最も依存しているという現実がある。このことについては、早急にかつ粘り強く対応していかなければならない。併せて、これまで地盤の脆弱性・水資源の不足や幹線道路網へのアクセスの不備といった条件が重なり、労働集約型の重厚長大産業の誘致には出遅れた感はあるが、知価社会への移行や自然環境ビジネスの具体化、ライフスタイルそのものの産業化など、新分野での「しごとづくり」の兆しが伺われる。こうした産業の誘致や企業支援、また、雇用を生み出しうる今日的なノウハウと経験を持ち備えた人材の誘致と育成、ネットワーク社会に対応した起業プロデュ

ースなどに資源を重点的に配分していく必要がある。

2 「ひとづくり」について

氷見市では、これまで、地方の新たな価値を創造するキーマンとも言うべき「クリエイティブ人材」を広く募り、これを核として、人材の育成やまちづくりの情報発信に努めてきた。今後は、業種転換や創業支援など、時代に応じた新たな挑戦を地域住民の皆さんとともに支援し、歓迎する気風づくりも積極的に行っていく必要がある。具体的には、地域おこし協力隊の導入や首都圏を中心とした大学との交流、さらには各種企業やNGOとの交流を通して、良質な人を通じた良質な情報の受発信を戦略的に設計し、これを継続して実行していくことが必要である。また、人口減少社会を生きていく20～30代の若者への都市づくり教育や10代の子どもたちへのふるさと教育など、地域を愛し、地域とともに歩む人材を育成するソフト活動にも努力を傾注していかなければならない。あらゆる世代がそれぞれの経験を通して、ふるさとの未来に思いを馳せるとともに、そこで得た財産を後輩に託すというプラスの連鎖の構築にも十分に配慮する必要がある。

3 「まちづくり」について

地方創生総合戦略に示された人口減少の激減率を見ると、今まで以上に急速に集落運営の機能が失われていくことが懸念されている。それは例えば、医療であり、商店であり、交通である。こうした状況に対して、集落ごとの人口の動向はもとより、地域の歴史・伝統、地理的条件等を綿密に分析し、一人ひとりの生活に密着した各種拠点を整備するなど、必要な都市機能を附加または堅持していかなければならない。加えて、これからは、行政だけではなく、地域を支える人々が必要な都市機能を自らの手で支えていくという意識の喚起が不可欠であり、行政は必要な情報を開示し、未来予測を的確に伝え、地域住民とともに魅力ある集落の形成に努めなければならない。

以上述べたように、平成28年度に向けて、すべての事業予算を「地方創生」に関連付けながら検証し、メリハリのある予算編成を行う。これにより、「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に最大の効果を上げることを目指し、限られた財政資源を効率的に活用するよう制度や仕組みを再構築するとともに、かつ市民ひとり一人が幸せを実感できるよう情報の「見える化」を図るものとする。

これらのことを踏まえ、平成28年度の予算要求は、「氷見市予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、次の事項に留意して見積られるよう、命により通知する。

第1 平成28年度予算編成の基本的な方針について

1 基本的事項

(1)「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行

「人口減少を確実にくい止める」または「人口増につなげる」ため、全ての予算を地方創生に振り向ける。かつ従来の政策立案方法にとらわれず、「しごとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」をキーワードとし、総合的な事業展開を強力に推進する。このため、地方創生総合戦略に準じて、行政のしごと、企業のしごと、市民・家庭の役割を整理して提示し、それぞれの施策の目標値を達成するべく「産」「学」「官」「金」「労」「言」のプロデュースを行うこと。

① 戦略性の向上

- *近隣都市との類似する個別政策の比較の徹底
- ・先進地の政策のベンチマーク(最新情報の調査・政策の種の収集)
- ・戦略発想(目的・目標の明確化、手順と行程表づくり)
- ・結果へのコミットメント(仕掛ける、攻める、こだわる)
- ・今日的ツールの導入・活用

② 効果性の向上

- *昨年度からの積上げ(4年間のストーリーに位置づける)
- ・事業仕分け(捨てる)
- ・事業間の相互連携(繋ぐ)
- ・日々の企画・創造・工夫(改善)
- ・ノウハウの獲得(専門家の活用)
- ・今日的ツールの導入・活用^{再掲}
- *効果性の測定(KPIの設定)

③ 市民目線・参加・満足

- *約束事項・要望事項の再確認(施策化または説明)
- ・市民の期待の把握(マーケティング・仮説の裏付け)
- ・市民と共に創る政策(政策立案・行動)
- ・公共サービスの「見える化」(情報提供)
- ・市民への幸福の還元(結果報告)
- ・社会運動、市民運動化(仕組みのプロデュース)

④ 緊急かつ重要な事業(1~2年)

- *(しごとづくり)雇用創出、(ひとづくり)移住・定住対策、子育て支援、(まちづくり)セーフティネットの構築、小さな拠点づくり

・オリンピック・パラリンピック対応、観光分析、防災・原子力災害対策 など

⑤ 将来に向けた重要な事業(3～100年)

・公共施設マネジメント、都市デザインの構築、景観・環境・国際化への対応、
エネルギー・食糧問題への対応、女性・高齢者の活躍の場、ICT技術の活用 など

2 予算編成における取り組み

(1) 平成28年度予算要求額

ア 「創生総合戦略事業」として位置づけられる事業に係る経費

必要額を見積もること。

イ 義務的経費のうち人件費(臨時職員等賃金含む)及び公債費

必要額を見積もること。

ウ 上記以外の義務的経費(扶助費、債務負担・長期継続契約等にかかるもの)、經常経費、政策経費及び投資的経費

特に、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、別に指示する予算要求基準の範囲内にとどめること。

(2) 特に留意すべき事項

ア 新規事業

創生総合戦略事業として位置付け、変化する時代、環境、市場に問いかけ、政策の創造性と効果を最大限に追求する提案型の事業を多く立案すること。

イ 補助金等

「行政品質改革プラン実施計画」を踏まえ、「氷見市補助金等交付基準」を遵守のうえ、要求すること。

ウ 国・県要望事業

原則として、公共事業等検討委員会事業調整部会で調整された内容に沿って要求することとするが、現下の財政状況を十分勘案し、事業費、事業期間等を再度精査すること。

第2 平成28年度予算の要求方法について

1 歳入に関する事項

市税、分担金、使用料、財産収入等の自主財源の確保はもとより、地方交付税、国・県支出金、助成制度等の情報収集とその確保に努めるとともに、各種法人等の補助、融資等を導入するなど、新規の財源や有利な財源の確保についても積極的に努力すること。

(1) 市税

財政運営の根幹をなすものであり、適切に見積もること。

特に、潜在している課税客体について十分な調査を行い、完全な捕そくを図り、市税収入の確保に努めること。

(2) 地方交付税、地方譲与税等

地方財政計画に留意し、国、県の情報収集に努め、適正に見積もること。

(3) 分担金、負担金

受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

(4) 使用料、手数料

特定の行政サービスに要する経費の対価としての観点に立ち、事業に要する経費を賄うに足る額となるよう常に見直しや改定を行うとともに、未収金の収納に努めること。

(5) 国・県支出金

国・県補助金、負担金等の制度を十分活用して、財源の確保に努めること。

なお、国、県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率、負担区分等の状況に十分留意し、確実な見積りを行うこと。

特に、各省庁の概算要求において、補助金等総額の削減がなされている事業については、その動向を十分把握しておくこと。

(6) 財産収入

財産の適正な管理の下、ペイオフ対策に留意しつつ、安全かつ有利な運用に努め、適正な額を見積もること。

また、未利用遊休財産のうち、売却処分が適当と認めるものについては、早期の売却に努めること。

(7) 市債

市債の新規発行を極力抑制し、将来の公債費負担の軽減を図ること。

市債を充当する場合は、事業の必要性や効果、規模等について十分検討を行い、国の地方債計画、充当率等を十分勘案し、財務課と協議の上、適正な額を見積もること。

(8) その他の収入

額の多少を問わず、貴重な財源という認識に立ち、増収に努めること。

2 歳出に関する事項

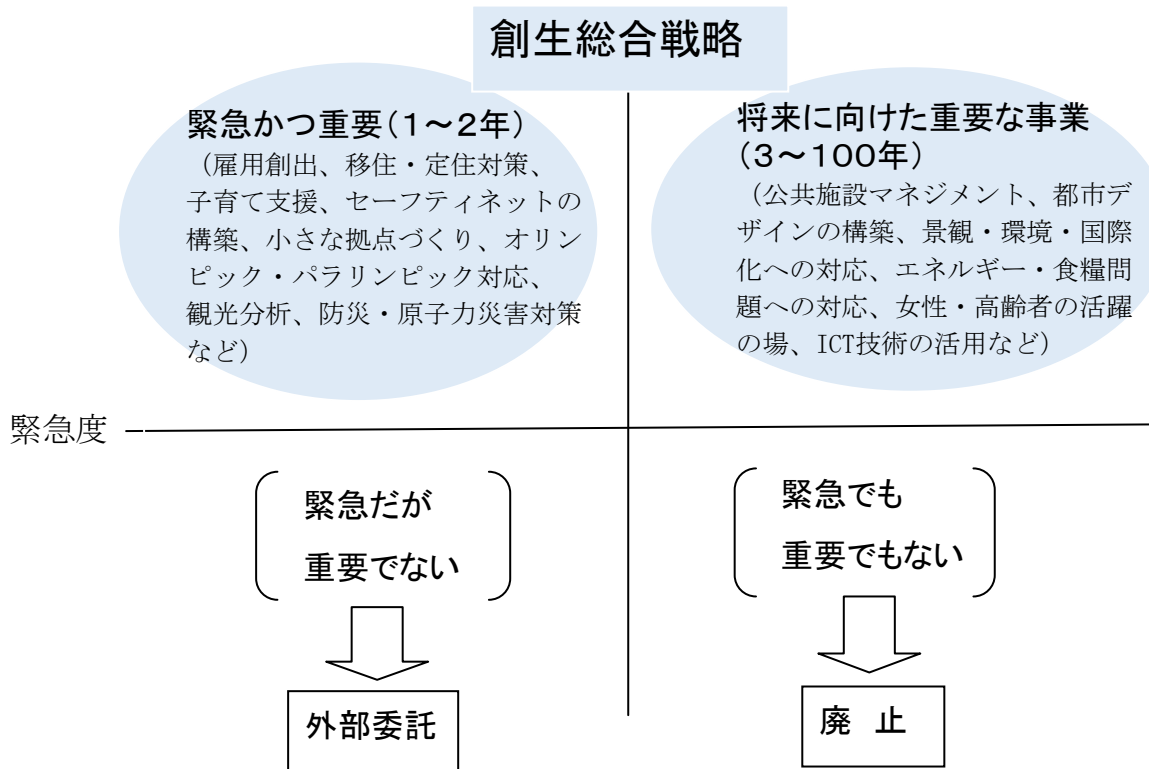
(1) 事業の総合調整

関連事業については、相互に支障のないよう十分な調整に努めるとともに、コストパフォーマンスにも十分に留意すること。

また、優先課題に重点を置くこととするが、事業仕分けや大胆なスクラップ・アンド・ビルドを行うことにより、予算や事務量の適正な配分に努めること。

(事業仕分けイメージ)

重要度



(2) 経費の節減等

ア 地球温暖化防止市役所実行計画及び氷見市グリーン購入調達方針に沿って、省資源・省エネルギー対策に十分配慮すること。

イ 物価の変動等に伴い節減できる経費を厳正に見積り、経費の節減に努めること。

ウ 施設については、将来の整理・統廃合等を見据え、長期的な維持管理経費の節減に努めること。

(3) 補助事業等

社会資本の整備、地域経済への波及効果、財源の効率的活用等の観点から、国・県要望事業を主体とした事業の確保はもとより、民間資本による事業の導入に努めるとともに、事業の地域的な適合性、効果等について検討を行い、事業の選択的導入を図るこ

と。

また、工事の計画・設計等の見直しや発注の効率化などに取り組み、引続き、コスト縮減に努めること。

事業の導入に当たっては、国・県における制度の動向及び補助率、負担率等を的確に把握するとともに、今後の社会情勢等を勘案し、適正な額を見積もること。

なお、国・県補助金が減額となるものについて、一般財源への振替は行わないこと。

(4) 単独事業

補助事業との関連、事業効果等について十分配慮するとともに、真に投資効果が挙がるよう努めること。

(5) 補助金等

すべての補助金等について、別紙「氷見市補助金等交付基準チェックシート」を作成し、見直しを行うこと。

ア 新規補助金等は、厳に抑制すること。

やむを得ず新設する場合は、それに見合った既存の補助金等を整理し、「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

イ 市単独の補助金(市費の任意継ぎ足しを含む。)については、金額の零細なもの、目的を達したもの、社会経済事情に合わなくなったもの、補助効果が乏しいものについて、積極的に廃止すること。

また、やむを得ず継続するものについても、その必要性、補助効果、経理状況、他補助との重複の有無等を十分に調査し、終期の設定に努めること。

ウ 団体等への市単独の負担金についても、補助金と同様、当該団体等の行政効果、経理状況を精査検討し、減額又は終期の設定に努めること。

(6) その他の経費

上記に準じて見積ること。

特に、食糧費、諸費等については、必要最小限の経費を見積もること。